

農業振興地域内の農用地からの除外(農振除外)申請等の受付休止について

平成25年1月から概ね1年間



農業振興地域整備計画の 総合見直しを行います

市では、平成24年度～平成25年度にかけて、坂東市農業振興地域整備計画の総合見直しを行います。この見直しにより、現在2つある農業振興地域整備計画(旧岩井市、旧猿島町それぞれで策定)は「坂東市農業振興整備計画」に一本化されます。

申請手続きは

12月28日まで

計画の見直し期間中(平成25年1月から概ね1年間)は、個別的な農業振興地域内の農用地からの除外及び用途変更を行うことができません。

見直し期間中に、農業振興地域内の農用地内で住宅建築などの事業計画があるかたは、平成24年12月28日までに、農政課に申請してください。

農業振興地域整備計画とは

優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために市町村が定める総合的な農業振興のための計画です。

農業振興地域整備計画で、今後おおむね10年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域を農用地区域といいます。農業振興地域内の農用地については、原則として農業以外の用途に利用することができません。

■お問合せ 農政課

猿島庁舎 内線2202



平成24年10月1日現在で

就業構造基本調査

を実施します

日本の就業の「いま」を知る調査です。
調査員が伺いましたら、ご回答をお願いします!

就業構造基本調査は、「統計法」に基づいた基幹統計調査として、国が5年ごとに実施する重要な統計調査です。

■調査の流れ

ふだん仕事をしているかどうかや就業に関する希望などについて調査します。9月下旬から調査員が調査世帯を訪問して調査票を配布しますので、調査の趣旨をご理解いただき、調査票への記入をお願いします。

記入いただいた調査票は、10月1日以降、再び調査員が回収に伺います。

■調査の内容

次のような事柄について調査します。
・すべての人について：男女の別、出生の年月、教育の状況、普段の就業状態など

・ふだん仕事をしている人：勤めか自営かの別、1年間の就業日数、仕事に就いた時期など
・ふだん仕事をしていない人：仕事をしたかと思っているか、希望する仕事など

■お問合せ

企画課統計係 岩井庁舎
内線1263

